

京都市醍醐和光寮条例を廃止する条例（平成22年3月30日京都市条例第67号）

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市醍醐和光寮は、施設が老朽化するとともに、民間事業者により同等の事業が実施されていることから、建替えを機に、醍醐和光寮再整備事業を実施する社会福祉法人南山城学園に運営を移行するため、これを廃止することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市醜翻和光寮条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第67号

京都市醜翻和光寮条例を廃止する条例

京都市醜翻和光寮条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、醜翻和光寮」を削る。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)